

## 令和5年第2回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年2月14日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年2月14日
4. 出席農業委員 19名
  - 1番 佐藤 易廣
  - 2番 柳沼 正治
  - 3番 八巻 長一
  - 4番 寺島 武
  - 5番 渡邊 政幸
  - 6番 菅野 照
  - 7番 鈴木 政浩
  - 8番 穴戸 洋一
  - 9番 阿部 忠幸
  - 10番 浦山 公一
  - 11番 大槻 孝徳
  - 12番 吉田 浩重
  - 13番 大橋 吉成
  - 14番 千葉 利市
  - 15番 長沢 壽幸
  - 16番 佐藤 清光
  - 17番 渡邊 茂
  - 18番 土屋 洋一郎
  - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 0名
6. 出席農地利用最適化推進委員 24名
  - 20番 佐藤 輝弥
  - 21番 佐々木 春男
  - 22番 大武 有子
  - 23番 後藤 喜美江
  - 24番 橘 典雄
  - 25番 八島 市蔵
  - 26番 高橋 敏明
  - 27番 菊池 和彦
  - 28番 齋藤 信夫
  - 29番 佐藤 善一
  - 30番 渡邊 みき子
  - 31番 野田 源吉
  - 32番 舟山 健一
  - 33番 引地 秀樹
  - 34番 八城 智広
  - 35番 佐瀬 之人
  - 36番 小賀坂 伸夫
  - 37番 秋葉 武
  - 38番 大和田俊一郎
  - 39番 三浦 秀勝
  - 40番 阿部 良夫
  - 41番 津田 茂
  - 42番 井上 林一
  - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 0名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第4号 農用地利用配分計画（案）について
  - 議案第5号 伊達農作業賃金標準額を定めることについて
  - 議案第6号 あっせん申出について
  - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
  - 議 長 只今から、令和5年第2回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。  
(午後3時40分宣告)  
只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員24名で定足数に達しております。よって令和5年第2回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
  - 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員



5番は、●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、軽トラック、草刈機、噴霧機などの農業機械を所有しており、家族で年間540日農業に従事し、許可後の耕作面積は、58aとなります。通作距離は、自宅から車で15分ほどであります。

6番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、トラクター、田植機、耕運機、噴霧器などの農業機械を所有しており、家族で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は、180aとなります。通作距離は、自宅から車で3分であります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番と2番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

18番委員 議案第1号の1番と2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。なお、本案件は譲渡人が同一のため、一括して報告します。譲渡人の●●●●●さんとは、2月12日に電話で確認をいたしました。申請地は、●●●●●さんの父親が耕作をしておりましたが、高齢のため耕作放棄地となり、昨年にはその父親も亡くなってしまいました。●●●●●さんが農地を相続したものの、農業経験が無いため、近所の人を通して引き受けてくれる方を探していたところ、今回の売買がまとまったようです。1番の譲受人の●●●●●さんですが、申請地と自宅が近いうえ、道路向かいには自己所有の桃畑もあって、今回の話を受けることにしたとのことです。●●●●●さんは柿・桃中心の果樹農家を営んでおります。許可が下りれば、ここを苗畑として利用していきたいとのことでした。2番の譲受人の●●●●●さんとは、現地でお話をさせていただきました。申請地については、数年前から野菜畑としてお借りしていたとのことでした。許可が下りれば、キュウリ畑として利用していきたいとのことでした。●●●●●さんの息子さんは、キュウリ部会で役員を務めておりますので、実績もあり何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月9日に、譲渡人の●●●●●さんとは電話で、譲受人の●●●●●さんとは現地で直

接会ってお話を伺いました。●●●●さんは農家ではありませんので、元々、申請地を●●●さんに貸していたそうであります。●さんの所有農地が隣接していることもあり、いっそのこと譲ってもらえないか、と相談したところ、話がまとまったようであります。現地は3年生くらいの若木の桃畑であり、よく管理されておりました。問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、36番、小賀坂伸夫調査員、お願いいたします。

36番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月9日に、譲渡人の●●●●さんとは電話で、譲受人の●●●●さんとは直接面会してお話を伺うことができました。●●●●さんは●●●●に住居を構えており、今後も戻るつもりはないとのことでした。●●●●さんは新規就農したいと思っていたところに、この物件を知り、売買による農地取得を希望しているとのことです。現地は、県道浪江国見線から数百メートルの位置にあり、なだらかな傾斜地です。申請地付近の住居も同時に取得し、リフォームした上で居住しながらの耕作を考えているとのことです。申請地にはイチジクを栽培する予定であり、面会当日も雑木などの伐採作業をしており、用地取得、新規就農に向け積極的に動いておりました。申請農地も、20アールを超えており、取得基準も問題ないとの判断をしてまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月9日に譲渡人の●●さんとは、電話でお話を伺いました。●●さんは高齢のため通作ができなくなり、●●●●さんに話をもちかけたところ、引き受けてくれるとのことでした。何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、25番、八島市蔵調査員、お願いいたします。

25番委員 議案第1号の6番の案件について報告いたします。この案件は、昨年あっせん申出があった土地でございまして、私が受け手を探した案件であります。譲渡人の●●●●さんは、親の代から農業を廃止しておりまして、農地は人に貸しておりました。ところが申請地の借り手が一昨年前に亡くなりまして、新たな借り手を探しておりました。譲受人の●●●●さんは、所有する農地の多くが山間



●●●●から、●●●●●●までの工事に必要な資材置き場への転用となります。この場所は県道浪江国見線沿いにあります。設定人の●●●●さんとは、2月9日に電話で、被設定人の●●●●さんとは2月10日に同じく電話でお話を伺いました。申請地は約40年前より遊休農地化しており、申請人の旦那さんが1年に1回は草刈をして管理している土地でございます。周囲に耕作中の農地はありませんが、付近に用水が流れております。大雨の際にはどのように変化するか危惧されるところですので、私も今後注視していくつもりであります。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第3号の所有権移転1番と賃借権設定10番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第3号の所有権移転1番と賃借権設定10番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る6件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

- 議長 「異議なし」と認め、当事者分2件を除く所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る6件について、一括審議することいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。
- 議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。
- 議長 「異議なし」の声。
- 議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の2件を除く、それ以外の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る6件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。
- 議長 （委員挙手全員）
- 議長 賛成全員。よって、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の2件を除く、それ以外の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る25件、使用貸借権設定に係る6件については、原案のとおり「承認決定」といたします。
- 議長 次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る1番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●●番、●●●●委員の退席を求めます。
- 議長 （議席番号●●番、●●●●委員 退席）
- 議長 これより、審議に入ります。議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る1番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。
- 議長 「異議なし」の声。
- 議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の所有権移転に係る1番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。
- 議長 （委員挙手全員）
- 議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る1番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●●番、●●●●委員の退席を解きます。
- 議長 （議席番号●●番、●●●●委員 入室着席）
- 議長 次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸

借権設定に係る10番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議場 (議席番号●番、●●●●委員 退席)

議長 これより、審議に入ります。議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸借権設定に係る10番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃貸借権設定に係る10番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃貸借権設定に係る10番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議場 (議席番号●番、●●●●委員 入室着席)

議長 次に、議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第4号朗読説明)

ご審議いただきます農用地利用配分計画(案)につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに配分計画を定め、県知事の認可を受けると配分計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和5年3月27日となっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 賛成全員。よって、議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第5号朗読説明)

議 長 これより質疑に入ります。議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」の質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号、「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 賛成全員。よって、議案第5号、「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第6号朗読説明)

議 長 これより、質疑に入ります。議案第6号「あっせん申出について」の5件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第6号、「あっせん申出について」の5件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 賛成全員。よって、議案第6号「あっせん申出について」の5件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番と2番の案件について、梁川地区担当から28番、齋藤信夫推進委員と、38番、大和田俊一郎推進委員。3番の案件について、保原地区担当から40番、阿部良夫推進委員と、42番、井上林一推進委員。4番と5番の案件について、霊山地区担当から25番、八島市蔵推進委員と、33番、引地秀樹推進委員、月舘地区担当から20番、佐藤輝弥推進委員

と、26番、高橋敏明推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願ひます。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第2回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。(午後4時27分閉会)

- |             |              |      |
|-------------|--------------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第1号        | 許可決定 |
|             | 議案第2号        | 許可決定 |
|             | 議案第3号        | 承認決定 |
|             | 議案第4号        | 承認決定 |
|             | 議案第5号        | 承認決定 |
|             | 議案第6号        | 承認決定 |
| 12. この会議の議案 | この議事録の末尾に綴る。 |      |